

調査の概要	調査名称	「企業のワーク・ライフ・バランスに関する調査」	
	調査の目的	<p>仕事と生活の調和した社会の実現をめざすため、政府は、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し（平成22年6月改定）、官民一体で取組を推進している。</p> <p>行動指針では、社会全体として達成することを目指す2020年（平成32年）までの数値目標を設定しており、平成25年度は、行動指針策定時と2020年のほぼ中間年度に当たるため、仕事と生活の調和連携推進・評価部会（以下「評価部会」という）において、進捗が不十分な数値目標について、既存調査等を活用して進捗が不十分な要因を分析し、ワーク・ライフ・バランスを推進する上での課題等を明らかにするとともに、数値目標の達成に向けて必要な施策等を講ずることとした。</p> <p>本調査は、既存調査では把握できない企業の実態等を調査し、ワーク・ライフ・バランスの取組が進まない理由等を把握・分析し、評価部会が実施する数値目標におけるフォローアップの基礎資料を作成することを目的とした。</p>	
	調査の対象	<p>(1) 地域的範囲 全国</p> <p>(2) 属性的範囲 以下に掲げる業種(※)に属し、従業員数が100人以上1,000人未満の企業</p> <p>(※) 日本標準産業分類に掲げる大分類D「建設業」、大分類H「運輸、郵便業」(中分類49「郵便業」を除く)、大分類I「卸売業、小売業」のうち中分類56「各種商品小売業」、57「織物、衣服、身の回り品小売業」、58「飲食料品小売業」、59「機械器具小売業」、60「その他の小売業」、61「無店舗小売業」及び大分類M「宿泊業、飲食サービス業」(中分類75「宿泊業」を除く)</p>	
	抽出方法	総務省母集団データベースより調査対象に該当する企業を抽出	
	調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ・残業削減の取組 ・有給休暇取得促進の取組 ・自己啓発促進の取組 ・働き方の見直しに関する取組 ・仕事や職場の現状 	
	調査の時期	平成25年9月～10月	
	調査の方法	郵送調査(内閣府が株式会社インテージリサーチに委託して実施。)	
調査の結果	用語の解説	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」のこと。「仕事と生活の調和」が実現した社会では、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる』とされている。
		ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などの関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことを「ダイバーシティ社会」という。
		CSR(企業の社会的責任)	企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方のこと。
		フレックスタイム制	就業規則等により制度の導入を定めた上で、労使協定により、一定期間(1ヶ月以内)を平均し1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、その期間における総労働時間を定めた場合に、その範囲内で始業・終業時刻・労働者がそれぞれ自主的に決定することができる制度。
		自己啓発	従業員が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動。(職業に関係ない趣味、娯楽、スポーツ健康増進等のためのものは含まない。)
		働き方の見直し	従業員自身や職場として、より効率的な、または生産性の高い、というような仕事のやり方を目指すもので、結果としては職場全体で、より短時間で同じ成果を出せる、または同じ時間でより高い成果を出せる、などの効果を期待するもの。
	利用上の注意	特になし	
正誤情報	なし		
公表予定	平成26年5月13日		
問い合わせ先	内閣府男女共同参画局 仕事と生活の調和推進室 03-3581-2327		